

ご契約のしおり・約款

遺 族 年 金 特 約

この冊子は、特約条項について記載されていますので、ご熟読のうえ「保険証券」とともにお客様ご自身で管理してください。
今後とも、末長くお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

ご契約の保険種類によっては、この特約を付加できない場合がございます。
詳細につきましては当社へお問い合わせください。



目次

ご契約のしおり

遺族年金特約	1
--------	---

約 款

遺族年金特約条項	1
----------	---

特約の 保 内 容

遺族年金特約

死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金を年金で受取るための特約

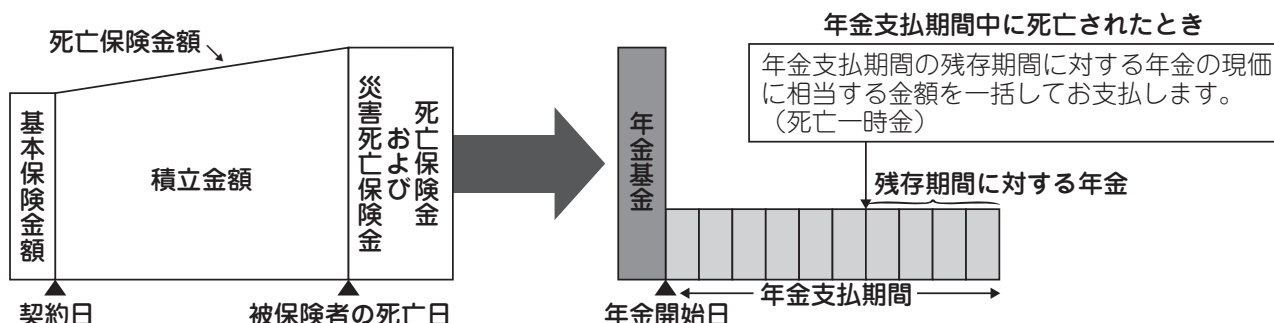
特 徴

主契約の死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金を一時支払にかえて年金によりお受取いただけます。年金の種類は、確定年金のみとなります。

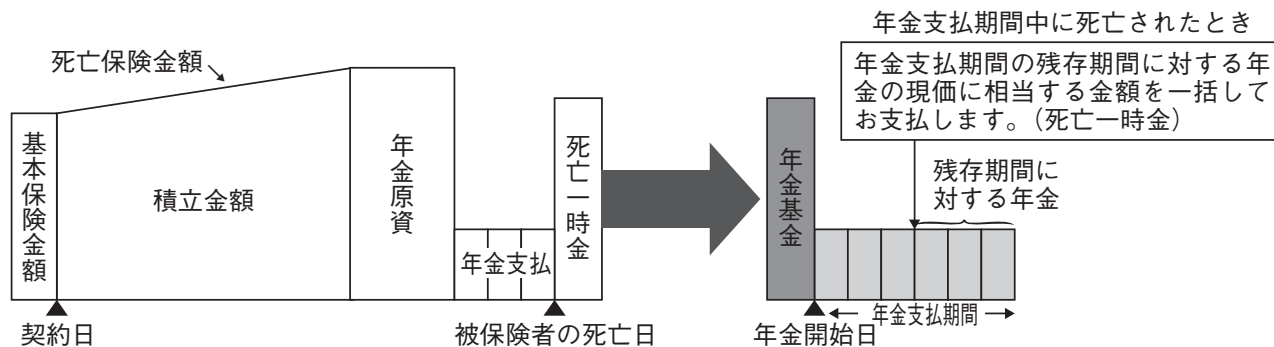
し く み

■イメージ図

(1) 死亡保険金・災害死亡保険金を年金基金に充当する場合



(2) 死亡一時金を年金基金に充当する場合



※このイメージ図は、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

〔特約の締結〕

主契約の死亡保険金、災害死亡保険金
または死亡一時金のお支払事由発生前

保険契約者の申し出により締結

主契約の死亡保険金、災害死亡保険金
または死亡一時金のお支払事由発生後

死亡保険金受取人、死亡一時金受取人の申し出
により締結

〔年金をお支払する場合〕

名称	お支払事由	お支払額	お受取になる人
年金	年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金額	この特約の年金受取人(*1)

*1 イメージ図 (1) の場合：死亡保険金受取人
イメージ図 (2) の場合：主契約の年金受取人

〔年金支払期間中に死亡された場合〕

名称	お支払事由	お支払額	お受取になる人
死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	この特約の死亡一時金受取人

〔年金基金設定日〕

年金基金設定日	お支払事由発生前に付加	お支払事由が発生した日
	お支払事由発生後に付加	この特約を締結した日

〔確定年金の支払期間〕

年金支払期間	5・10・15・20・25・30・35・40年
--------	-------------------------

- 死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金の全部または一部を年金基金に充当することができます。
- 第1回の年金支払日（年金開始日）は、年金基金設定日です。第2回以後の年金は、年金開始日の年単位の応当日にお支払します（実際の第1回の年金お支払日は、年金支払請求のお手続等により、年金開始日以降になります）。



- 年金開始日以後、お支払年金額に対して1.0%※を年金支払日に積立金より控除します。
※将来変更される可能性があります。
- 年金受取人のご請求により、将来の年金のお支払にかえて、残存支払期間に対応する未払年金の現価を一括してお支払します。この場合、遺族年金特約は消滅します。
- 年金支払期間の変更は、年金基金設定日前であればお取扱します。
- 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等（予定利率^(※2)等）に基づいて計算され算出されるものです。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金支払のお取扱はできません。
※2 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- 指定通貨、運用通貨が外貨で、この特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された保険金額等を年金基金に充当してお取扱します。この場合、以後、外貨でのお支払はできません。

遺族年金特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金支払日
- 第5条 年金の種類
- 第6条 年金額
- 第7条 年金および死亡一時金の支払
- 第8条 年金の分割支払
- 第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第10条 年金の一括支払
- 第11条 年金または死亡一時金の請求手続
- 第12条 年金支払期間の変更
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅
- 第14条の2 重大事由による解除
- 第15条 死亡一時金の分割割合

- 第16条 死亡一時金受取人の代表者
- 第17条 会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始
- 第18条 遺言による死亡一時金受取人の変更
- 第19条 年金受取人の住所変更、成年後見等の開始
- 第20条 年齢の計算
- 第21条 契約者配当
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱
- 第24条 主約款の規定の準用
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 別表 請求書類

遺族年金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金の全部または一部を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金、災害死亡保険金または死亡一時金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じる前は主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由が生じた後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約を締結することはできません。
- 2 この特約が保険契約者の申し出により締結された後、次条に定める年金基金の設定の際に、保険金等の受取人が2人以上となっていたときは、それぞれの受取人について別個にこの特約が締結されていたものとみなして取り扱います。
- 3 主契約の締結後、保険契約者の申し出により、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- 1 この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されたときはこの特約の締結の時）に、保険金等の全部または一部を充当して年金基金を設定します（年金基金が設定された日を、以下、「年金基金設定日」といいます。）。
- 2 前項の規定により年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を次条に定める年金受取人に発行します。

第3条（年金受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。
- 2 この特約の年金受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

第4条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）は、年金基金設定日とします。
- 2 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、前項に定める年金開始日における年金受取人の年齢が会社の定める範囲を超えるとときは、この特約の年金支払期間を短縮します。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の年単位の応当日とします。

第5条（年金の種類）

この特約の年金の種類は確定年金とし、年金支払期間はこの特約の締結の際、会社の定める範囲内で、保険契約者（保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されるときは年金受取人）が指定するものとします。

第6条（年金額）

- 1 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間に基づき、年金基金設定日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。
- 2 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、前項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、この特約による取扱をしません。
- 3 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算された年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる保険金等の金額は、年金基金に充当せず、年金開始日に保険金等の受取人に一時に支払います。

第7条（年金および死亡一時金の支払）

- 1 この特約における年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。

名称	年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
① 年金	年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	死亡一時金受取人

- 2 この特約は、死亡一時金を支払ったときに、消滅します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当したときは、死亡一時金は支払いません。
- 4 第1項に定める死亡一時金については、年金基金設定日以後、年金受取人の生死が不明の場合でも、会社は、年金受取人が死亡したものと認めたときは、死亡したものと取り扱います。
- 5 死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当した場合に、その死亡一時金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金の残額を他の死亡一時金受取人に支払います。
- 6 第3項に定める免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、第1項により定める死亡一時金の支払額に相当する金額（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分に相当する金額）を、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は死亡一時金の支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
- 7 故意に年金受取人を死亡させた者は、前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人としての取扱を受けることができません。
- 8 第6項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条（死亡一時金受取人の代表者）ならびに第17条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）第2項から第4項までの規定を準用します。

第8条（年金の分割支払）

- 1 年金基金設定日前に保険契約者から請求があったときまたは年金基金設定日以後年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条（死亡一時金受取人の代表者）ならびに第17条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）第2項から第4項までの規定を準用します。

第9条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第7条（年金および死亡一時金の支払）の規定にかかわらず、死亡一時金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金支払期間中、継続して年金を受け取ることができます。
- 2 死亡一時金受取人が本条の取扱を請求するときは、別表に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金支払期間が満了した時に消滅します。

第10条（年金の一括支払）

- 1 年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この特約はこの一括支払を行ったときに消滅します。
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。

第 11 条（年金または死亡一時金の請求手続）

- 1 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、年金受取人または死亡一時金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 年金受取人または死亡一時金受取人は、年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、年金または死亡一時金を請求してください。
- 3 前 2 項に定めるほか、年金または死亡一時金の請求、支払時期および場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の年金、死亡一時金または保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第 12 条（年金支払期間の変更）

- 1 保険契約者は、年金基金設定日前であれば、会社所定の取扱範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の年金支払期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約の年金支払期間を変更したときは、保険証券に表示します。

第 13 条（特約の解約）

保険契約者は、年金基金設定日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第 14 条（特約の消滅）

主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

第 14 条の 2（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、年金開始日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第 15 条（死亡一時金の分割割合）

死亡一時金受取人が 2 人以上の場合には、死亡一時金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第 16 条（死亡一時金受取人の代表者）

- 1 死亡一時金受取人が 2 人以上の場合には、代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡一時金受取人の 1 人に対してした行為は、他の死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第 17 条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 2 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人としてします。
- 3 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人としてします。
- 4 前 2 項の規定により死亡一時金受取人となった者が 2 人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 5 第 1 項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 6 第 1 項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、年金証券に表示します。
- 7 第 1 項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 8 死亡一時金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人、死亡一時金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第 18 条（遺言による死亡一時金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 2 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 3 本条の場合、前条第 2 項から第 6 項までの規定を準用します。

第 19 条（年金受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 年金受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場

所に通知してください。

- 2 年金受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。
- 3 年金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第 20 条（年齢の計算）

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 21 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 22 条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 23 条（円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）

この特約が付加された主契約が円建以外の場合で、この特約の年金および死亡一時金を円により支払う場合には、円支払特約条項の規定により円に換算された保険金等を第 2 条（年金基金の設定）第 1 項の保険金等として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

第 24 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

〔Ⅰ〕 年金・死亡一時金等の請求の場合

請求項目	手続書類
年金 年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書（第1回の年金の場合は不要）
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
年金支払期間の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社への通知による死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
遺言による死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 遺言書 (3) 年金受取人の相続人であることを証する書類 (4) 年金証書

（備考）

1. 前表と同じとします。

Memo



2023年10月版

◀ 当社用

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 **0120-37-2269** ミナ ジ ブ ロ ッ ク 通話料無料

募集代理店を通じて
ご加入されたお客様 **0120-78-2269** ナンバー ジ ブ ロ ッ ク 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）